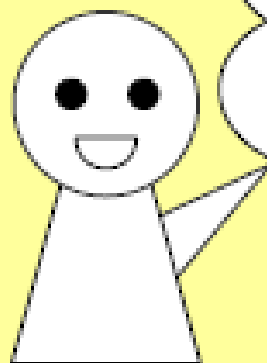
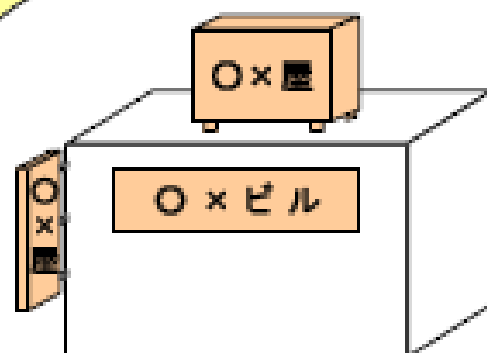


無登録業者には依頼しない!



**屋外広告物の設置は、
登録業者に依頼していますか？**



平成19年1月より屋外広告業の登録制度が始まりました。

大阪市内で屋外広告業を営む場合、大阪市への登録が必要となります。

○屋外広告物とは

屋外で表示されるもので、大きなものでは建物の屋上に設置される広告塔や壁面に取り付けられる広告板、小さなものではのぼり旗やはり紙などをいいます。広告表示内容は個人及び法人の名称、商品名、商標、シンボルマークなども含み、表示内容の営利性や公共性を問いません。そして、一部を除いて屋外広告物の設置・表示には大阪市の許可が必要です。

○広告主のみなさまへ

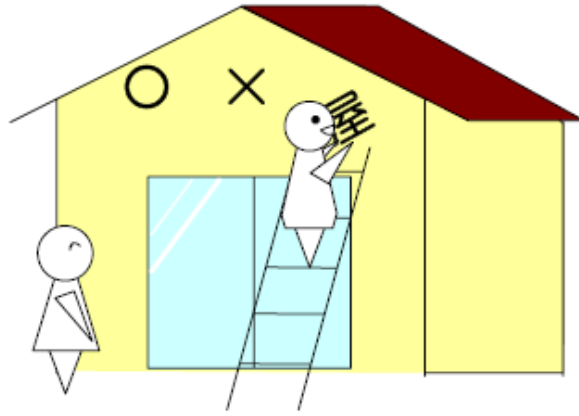
屋外広告物の設置や改修をされるときは、大阪市の登録業者（または特例届出業者（大阪府知事登録を受けて大阪市内に届出を提出））に依頼してください。

○登録業者かどうかを確認しましょう

登録業者または特例届出業者の営業所には、「登録番号」や「業務主任者」などが記載された「屋外広告業者登録票」が掲示されています。

○無登録業者には依頼しない！

美しい景観づくりのために、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



○お問い合わせ先

大阪市建設局総務部管理課
〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10
ATCビル ITM棟 6階
TEL 06-6615-6687
FAX 06-6615-6576